

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二において準用する同令
第五条第一項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

平成二十四年四月二十三日

広島県収用委員会

- 一 通知を受けるべき者
別紙のとおり
- 二 通知すべき事項を記載した書類の名称
県道尾道新市線改築工事（広島県尾道市原田町梶山田地内）に係る土地収用事件の第一
回審理開催の通知

三 土地等の表示

所在	地番	地目		地積		収用しようとする 土地の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
尾道市 原田町 梶山田 字白埴山	一二四四番 一	山林	山林	一、六八五	二、三九一	七九六・三九

四 通知すべき事項を記載した書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木局土木総務課

広島市中区基町一〇番五二号

（注意） 右書類を受領しないときは、平成二十四年五月十四日に、その通知があつたもの
とみなされます。

(別紙)

氏名	住所
清水 久	不明
清水 章互	43040 Corte Cabrera Temecula, California 92592, USA
清水 久栄	大阪府枚方市東香里新町1 1番2 0号
清水 清香	大阪府枚方市茄子作3 丁目3 0番2 1号
神谷 省二	大阪府大阪市住吉区长居2 丁目1 1番1 7-5 0 5号

次の登記名義人に、すでに通知すべき事項を記載した書類の通知を受けた者及び上記の者の外、相続人が存在する場合、当該相続人

氏名	住所
(亡) 清水源左衛門	尾道市原田町大字梶山田2 0 4番邸